

令和4事業年度に係る業務の実績に関する報告書

令和5年7月
国立大学法人
広島大学

<自己点検・評価結果の概況>

	特筆	計画以上の進捗	順調	おおむね順調	遅れ	重大な改善
教育研究						
社会との共創		○				
教育				○		
研究		○				
その他					○	
業務運営			○			
財務内容		○				
自己点検評価					○	
その他業務		○				

<講評>

<広島大学の令和4事業年度に係る業務の実績に関する報告書について>

本報告書は、令和4事業年度に係る業務の実績に関して、本学独自の自己点検・評価報告書として取りまとめたものである。

国立大学法人法の改正により、第4期中期目標期間から年度計画が廃止されたが、本学においては、中期目標・中期計画の着実な達成のため、独自に各事業年度の年度計画を策定した。さらに、国立大学法人評価委員会が第3期中期目標期間に毎年度実施していた年度評価に相当する独自の年度評価を新たに策定し、全学評価委員会による自己点検・評価を毎年度実施し、PDCAサイクルにより、着実に計画を実行していくこととした。

各計画の担当当事務室等が、年度計画の達成状況について自己点検・評価を行った内容について、全学評価委員会が検証した上で、その結果を中期目標の8項目に集約し、事項ごとに、<自己点検・評価結果の概況>として示している。

<自己点検・評価結果の概況について>

8項目のうち、「社会との共創」、「研究」、「財務内容」、「その他業務」は、各項目に含まれる計画（それぞれ、7、2、2、1計画）のすべてが年度計画を達成し、計画以上の進捗状況にあったので「計画以上の進捗」と評価した。「業務運営」は、この項目に含まれる3計画が年度計画を達成していたので、「順調」と評価した。「教育」は、この項目に含まれる10計画のうち一つが年度計画を達成できていなかったため、「おおむね順調」と評価した。「教育研究のその他」と「自己点検評価」は8または2の計画のそれぞれ一つずつが年度計画を達成できていなかったため、「遅れ」と評価した。

<計画ごとの評価結果について>

各計画の評価は、中期目標期間の年度計画にある各年度の目標値の達成状況に基づいて評価した。まず1次評価として、評価指標の実績値が令和4年度の目標より高い場合は、「年度計画を上回って実施している」のIVと評価し、目標を達成した場合は、「年度計画を十分に実施している」のIIIと評価し、目標を下回った場合は「年度計画を十分には実施していない」のIIと評価した。続いて特記事項の内容について、社会への貢献などの観点から評価を行い、その二つの評価を総合して、各計画の評価結果とした。

その結果、35の計画のうち評価指標が目標値を上回った、または特記事項の内容が優れていることから「年度計画を上回って実施している」のIVと評価した中期計画が24、評価指標が目標値を達成したことから「年度計画を十分に実施している」のIIIと評価した中期計画が8、定量的な評価指標が目標を達成しなかったため「年度計画を十分には達成していない」のIIと評価した中期計画が3であった。

計画以上の進捗が多かった理由は、各部署の創意工夫、努力が第一であり、さらにコロナウイルス感染症対策が緩和され、令和4年度は大学や社会の活動が活性化したことも一部であると推定できる。

数値目標を達成せずⅡと評価した項目も、目標に近い数値であるか、あるいは初年度に固有の原因が明らかであり、次年度以降の目標達成が期待できる内容であった。

<評価制度について>

業務の実績に関して初めて本学独自の評価を行ったが、各理事室等で記載する文章量はかなり少なくなり、また各計画に設定された評価指標による評価を1次評価とすることで評価方法も簡略化され、評価の省力化という当初の目的はかなり達成された。

年度計画ごとに記載する文章量にはかなりばらつきがあった。評価は主に各計画の評価指標の達成状況で行われることを浸透させ、文章については、特記事項欄には主に評価指標以外での重要な活動を記載すること、判断理由及び計画の実施状況欄は、指標の達成状況についての補足説明を主として記載することを徹底し、記載する文章量や内容の平準化をはかりたい。

自己点検・評価の目的は、点検、評価結果を次年度以降の活動の改善、活性化に生かすことである。高い評価を受けた計画の取組は、その活動を今後も維持し、さらに高みを目指していただきたい。評価がやや低い計画では、改善をはかっていただきたい。

国立大学法人評価委員会による業務実績評価への対応としても、令和7年度までの実績による4年目終了時の中期計画の達成度、および中期目標期間終了時の中期計画の達成度を意識し、有意義な点検評価を実施していく。

なお、年度計画レベルではⅣの項目が多く高い評価であるのに、中期目標の8項目にまとめた結果はやや低めの評価になったことから、評価結果の集約方法を含めて評価制度も不断の改善をはかり、次年度に向けてさらに進化させていきたい。

<高く評価した特記事項の概略>

【教育研究等の質の向上】

- ・ 広島大学「カーボンニュートラル×スマートキャンパス5.0宣言」の実現（計画【2】-1）のために、「広島大学カーボンニュートラルの実現に向けて～Road to 2030～アクションプラン(2022～2027)」を策定し、外部からの視察や、セミナーでの事例発表、シンポジウムの招待講演等を受け、全国の大学のCN推進に対して、大きく貢献している。
「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」からの提案を受け、「TGOアプリ（プラットフォーム、多言語コミュニケーション）」、「キャンパス360°カメラ」、「キャンパス3Dモデル」、「建物のBIMモデル構築」、「人流解析基盤整備」、「次世代モビリティMaaS基盤」の実施を決定し、環境整備を進めた。
- ・ 地域におけるSDGsの達成に向けて、学生への学びの機会を提供する（計画【2】-2）ために、住友商事株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社フジタからの出向を受け、Town & Gown Officeの運営と「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」事務局運営を行っている。さらに東広島市の地域（行政）課題を解決するための教育研究プロジェクト（COMMON事業）を実施し、5件の取組を認定事業（COMMONプロジェクト）とした。また、環境省、内閣府、デジタル庁の支援事業や、学生スタートアップチャレンジの取組、国際都市を目指した国際交流イベントの共同実施等、大学と自治体の相互発展につながる計16件の連携プロジェクトを実施した。
- ・ 多様な文化・価値観を学ぶインクルーシブ教育拠点を充実させ、学生のインクルーシブ・マインドの醸成を行う（計画【8】-1）ために、ダイバーシティに関する学際的研究の実績があるダイバーシティ研究センター、障害のある学生や教職員への合理的配慮提供の実績があるアクセシビリティセンター、5領域を網羅した特別支援学校教員養成の実績がある大学院人間社会科学研究所附属特別支援教育実践センターの3組織を再編・強化し、「ダイバーシティ&インクルージョン推進機構」の設置を決定した。

- キャンパスの枠を越えて授業を展開する「バーチャルクラスルームデジタルラーニング (VCDL)」環境を構築し、時間や空間の制約を超えた学修環境を提供する（計画【10】-3）ために、愛媛大学、島根大学、熊本県立大学と本学が連携し、デジタル教材の開発、学内外の連携によるデジタル教材の普及、キャンパスの枠を越えて授業を展開するバーチャルクラスルームデジタルラーニング(VCDL)環境の構築に取り組んだ。また、『教育 DX(デジタルトランスフォーメーション)セミナー・展示会』を開催した。さらに文部科学省が公募する教育関係共同利用拠点に、「時空を超えて学ぶ・しまなみ海道広域海洋生物教育共同利用国際拠点」が認定された。
- 国際的な医療人研修や医療支援など、国際貢献拠点の窓口となる「インターナショナルメディカルハウス」を構築し、高度医療人材の養成支援や医療技術支援、最先端医療共同研究を行う（計画【13】-1）ために、「インターナショナルメディカルハウス」の設置に向けた体制を整え、国際医療支援部と協働して病院の国際支援の基盤を整備した。また、インドネシア保健省、インドネシア住友商事及び本学との3者で医療支援・交流プロジェクト推進に関する MOU を締結し、さらに海外医療機関と協働してネットワークの強化に寄与する「外国人患者受入れ医療機関認証制度 (JMIP)」認証を更新した。

【業務運営・財務内容等】

- 自己収入源の多元化及び外部資金等の獲得推進に向けた企画・支援体制を強化し、自己収入・外部資金収入額を増加させる（計画【16】-1）ために、外部資金獲得検討会において、大学として組織的申請を行う事業等を整理するとともに、毎月役員懇談会において意見交換を行うなど、積極的かつ戦略的に大型競争的資金を活用した取組を構想し申請を行った結果、文部科学省の世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI) に中四国地方で初めて採択されるなど、多くの大型資金を獲得した。その結果、令和4年度における自己収入・外部資金収入額は、対令和2年度実績から34.3%増加した。

◎年度計画の達成状況一覧

	中期目標項目	計画番号	判定
I 教育研究の質の向上に関するべき措置目標を達成するため	1 社会との共創に関する目標を達成するための措置	【1】 -1	IV
		【1】 -2	III
		【1】 -3	IV
		【1】 -4	IV
		【2】 -1	IV
		【2】 -2	IV
	2 教育に関する目標を達成するための措置	【2】 -3	IV
		【3】 -1	IV
		【3】 -2	III
		【4】 -1	IV
		【5】 -1	II
		【5】 -2	IV
		【6】 -1	IV
		【7】 -1	IV
	3 研究に関する目標を達成するための措置	【7】 -2	III
		【8】 -1	IV
	4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置	【8】 -2	III
		【9】 -1	IV
【9】 -2		IV	
【10】 -1		IV	
【10】 -2		IV	
【10】 -3		IV	
【10】 -4		IV	
【11】 -1		II	
【12】 -1		III	
【13】 -1		IV	
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【13】 -2	III	
	【14】 -1	III	
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	【15】 -1	IV	
	【15】 -2	IV	
IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	【16】 -1	IV	
	【16】 -2	IV	
V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置	【17】 -1	II	
	【17】 -2	III	
		【18】 -1	IV

●年度計画の達成状況の判定基準

- IV：年度計画を上回って実施している
- III：年度計画を十分に実施している
- II：年度計画を十分には実施していない
- I：年度計画を実施していない